

関西不動産稲門会

会員規定

関西不動産稲門会 会員規定(以下「この規定」)

関西不動産稲門会(以下「この会」)は、主として関西地区で不動産業あるいはこれに関連する業に携わる早稲田大学又は早稲田大学大学院出身者によって2007年9月1日に設立された。

この会の会員は、正当な手続きによって選出された幹事を通じて行動し、会員の事業の発展・会の発展・早稲田大学の発展・ひいては社会の発展に寄与するために会員相互に親睦と見識を深め、人間的資質の向上につとめなければならない。

会員各自は、前段の目的の下に自覚と責任を持ってこの会則を遵守すべく不断の努力を継続する義務を負う。

第1章 総則

第1条 (この規定の意義)

この規定は、この会における会員規則であり、各会員の遵守すべき規則を定めたものである。

第2条 (事務局)

事務局はアーカスクリエイト株式会社内に設置する。

第3条 (活動内容)

本会は、以下の活動を行う。

- ① 不動産情報の交換
- ② 研修および講演会
- ③ 親睦のための行事

第2章 会員の地位

第4条 (会員資格)

本会は、原則として早稲田大学又は早稲田大学大学院に在学したもので、不動産業あるいはこれに関連する業に携わっている者の中で、本章における入会手続を経たものとする。

第5条 (月例会ないし総会での入会手続原則)

入会手続は、月例会もしくは総会において行うものとし、それ以外の臨時の入会は、これを認めない。

第6条 (入会手続)

入会手続は、紹介しようとする各会員が、新規入会予定者に関して第4条前段の会員資格を確認の上、その月の月例会に参加し、なおかつ新規入会予定者を月例会に引率し、

- ① 申込書の提出
- ② 現会員による紹介(ただし、紹介者がいない場合は第9条(1)による)
- ③ 加入費用の支払

を行うことで完了する。

第7条 (会費)

(1) 本会の年会費は12,000円とし、年度途中に入会した場合は入会月からその年度末の8月末まで1ヶ月あたり1,000円の月割りの金額を支払うものとする。ただし、下記に該当する会員は次の

とおりとする。年度初日の9月1日現在、男性36歳未満又は女性会員全員(年齢を問わず)はその年度の年会費を6,000円とする。

(2) ただし、会計状況に応じて幹事会の決議により、年会費を一時的に減額することができる。

第8条 (会費の返還に関する無責の原則)

会費は、会費の返還に関する他の会員規程が存在し、なおかつその規程に該当しない限り、いかなる理由においても返還は行わない。

第9条 (入会に関する審査)

(1) 入会に際して、入会についての可否の審査を幹事会が行うことを妨げない。

(2) 本条第一項の結果、手続き後に加入が否認された場合は第8条の規程に関わらず、入会金と当該年度の年会費を返還する。

第10条 (紹介者の規範的義務)

(1) 各会員は、新規加入予定者を紹介するに際し、第6条所定の手続きを完了するまでの一切の協力義務を負い、当該新規加入会員について、入会後の任意の担当者として、この会への参加、所属に関して世話やフォローを行うこととする。

(2) 本条第一項の協力義務は、新規加入予定者を紹介しようとする各会員固有の義務であり、その全部又は一部を自身以外の第三者に負担するよう要請することはできない。但し、各会員が30日以上入院中もしくは海外滞在もしくは30日以内にそれらの予定がある場合はこの限りではない。

第11条 (休会規定)

(1) 会員は、入会後において遠隔地への転勤・異動等により定期的にこの会に参加することが困難な場合は休会扱いを申し出、幹事会の承認を得て休会とすることができる。

(2) 休会後の会費等については幹事会の指示に従うものとする。

(3) 休会后、(1)の状況が解消され、参加可能になった場合は速やかに申し出ることとする。

第12条 (会員資格の剥奪)

以下のいずれかの要件該当する者は退会したものとみなすものとする。

- ① 12月の月例会までに年会費を支払わなかった場合
- ② 禁固以上の刑に処せられたとき
- ③ 会員としてふさわしくない行為がなされたと幹事会にて認められるとき
- ④ メール等による返答が全くない等、連絡がつかなくなった場合。(休会者を含む)

第3章 会の組織

第13条 (役職)

本会には代表機関として会長1名、副会長若干名、執行機関として幹事長、副幹事長および各業務について幹事(運営幹事、情報幹事、会計監事等)を置く。

会計業務に関する監査については、独立した機関として監事を置く。

また、顧問を若干名を置くことができるものとする。

第14条 (役職者の選出及び任期)

(1) 第13条に定める会長、副会長、幹事長、副幹事長、各業務について幹事、監事および顧問は、

幹事会の決議によって選出する。

- (2) 会長、副会長、幹事長、副幹事長、各幹事、監事及び顧問の任期は1年とするが、再任を妨げない。

第15条（幹事会）

幹事会は、幹事長を代表者とし副幹事長、各業務幹事（運営幹事、情報幹事、会計監事等）の全員を以って構成し、幹事長又は副幹事長が招集する。

第16条（幹事会の開催）

- (1) 幹事会は、第5章に定める月例会開催当日に、月例会に先立って行うものとし、必要に応じて臨時幹事会を開催する。
- (2) 急を要する決議事項については、電磁的通信手段（メール）を用いての議論・議決によって臨時幹事会に代えることができる。

第17条（幹事会の決議事項）

幹事会は、関西不動産稲門会の運営全般について、協議し決定するものとし、会長、副会長、監事及び顧問はこれに意見を付すことができる。

第18条（幹事会での議決方法）

- (1) 幹事会の決議事項については、出席者の過半数以上の賛成を持ってこれを決定する。
- (2) 本条第1項の出席者には、委任状（メールによる委任を含む）によるものも含む。
- (3) 第16条第3項の臨時幹事会における決議事項については、電磁的通信手段（メール）による幹事の過半数以上の賛成をもってこれを決定する。なお、発信日の翌日から3日以内に返信がない場合は、賛成とみなす。

第19条（年度）

この会の年度の始期は毎年9月1日とし終期は翌年8月31日とする。

第4章 会計

第20条（会計年度）

会計年度は前条と同様とする。

第21条（会計報告）

- (1) 報告については、会計幹事が3月の月例会において半期の報告、9月の定期総会において年度の報告を行う。
- (2) 年度の会計報告については、監事による会計監査を受け定期総会にて承認を経なければならない。

第22条（会計予算案）

毎年次年度の会計予算案は、会計幹事が起案し、監事及び幹事会にて承認し、定期総会で報告するものとする。

第5章 月例会ならびに総会

第23条 (月例会ならびに総会)

- (1) 会合は、月例会ならびに総会をおく。
- (2) 月例会は9月以外の原則毎月第2木曜日に行う。
- (3) 総会は、定期総会と臨時総会をおく。
- (4) 定期総会は原則毎年9月に行う。臨時総会は必要に応じ幹事会の決議を以って、幹事長が召集する。
- (5) 総会の議長は、幹事長若しくは副幹事長の指名する会員の中からこれを選出する。

第24条 (総会の決議)

総会の決議は欠席者による委任状を含む議決権の過半数を以って議決する。但し、総会に欠席しかつ委任を放棄したものは、幹事長に委任したものとみなす。

第6章 会則の変更

第25条 (会則の変更)

会則の変更は幹事会において決議しその後の月例会又は総会にて報告する。

第7章 その他

第26条 (慶弔規定)

会員及びその家族に関するこの会の慶弔対応については、会員からの申し出があった場合対応するものとし幹事会の協議によって決定する。(結婚祝、出産祝等のお祝い金、又は祝電、弔電等の電報にて行うものとする。)ただし、急を要する場合等で、当該幹事会の招集が困難な場合は幹事長又は副幹事長の判断で決定することができ、後の幹事会で報告するものとする。結婚祝、出産祝等のお祝い金、及び祝電、弔電等の電報にて行うものとする。

第27条 (定めなき事項)

この会則に定めのない事項については、幹事長が幹事会の決議を経てこれを定めることが出来る。

以上

(改定)

平成27年9月15日 第7条(2) 追加

関西不動産稲門会 寄付金要綱

(目的)

第1条 本要綱は、関西不動産稲門会（以下、「本会」という）に所属する会員（以下、「本会員」という）が、寄付金によって本会への感謝の念を表すとともに、会員相互の励みとし、本会の発展に資するため、本会に寄付をする場合の目安を定めることを目的とする。

(寄付の対象となる行為)

第2条 本会員は、次の場合に、本会に対して寄付をすることができる。

- (1) 本会員間において、不動産売買または賃貸の契約、不動産仲介の契約、建設工事の請負契約、及び不動産に関する諸手続等の委託契約その他金銭の授受を伴う取引を行った場合
- (2) (1)のほか、本会員から寄付の申し込みがあった場合

(寄付金の額)

第3条 寄付金の額は、原則として1万円とする。ただし、本会と本会員との協議により、上記金額を増減することができる。

(寄付金の使途)

第4条 寄付金は、本会の運営費用に充てるものとする。

(本会以外への寄付)

第5条 本会員が、関西不動産三田会、KGリアルターズクラブ及びR・Eクローバー倶楽部（以下、「KKD」という）に所属する者との間において、不動産売買または賃貸の契約、不動産仲介の契約、建設工事の請負契約、及び不動産に関する諸手続等の委託契約その他金銭の授受を伴う取引を行ったときは、KKDに対して寄付をすることができる。

2 前項の場合、寄付金の額及び寄付の方法は、KKDの各会の定めに従う。ただし、KKDの各会に特に定めがない場合、その他本会及び本会員とKKDとの間で合意した場合は、寄付金の額及び寄付の方法は、本会、本会員及びKKDとの間で協議の上決定する。

(定めなき事項)

第6条 本要綱に定めのない事項については、幹事長が幹事会の決議を経てこれを定めることができる。

附則

本要綱は、平成27年9月15日より施行する。